

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年8月28日

さいたま地方法務局東松山支局 登記官 宮 尾 昌 樹

記

| 1 手続番号             | 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項   |
|--------------------|-----------------------|
| 第 0304-2025-0442 号 | 秩父郡東秩父村大字皆谷字小安戸1848番2 |
| 第 0304-2026-0505 号 | 比企郡吉見町大字大串字毘沙門東2299番4 |